

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

タイ王国

食品添加物

1. 食品添加物の定義及び機能用途分類.....	1
2. 認可食品添加物及び最大使用基準値.....	1
3. 食品添加物の規格・基準.....	1
4. 新規食品添加物の申請・評価・承認.....	2
5. 食品への食品添加物の表示.....	2
6. 食品添加物の概要（まとめ）.....	3

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。

アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

タイでは、食品添加物は**タイ保健省 食品医薬品局(FDA)**が規制している。食品添加物は「特定管理食品」として規制されており、食品添加物規制の法的根拠は**食品添加物に関する保健省告示第 281 号 B.E. 2547(2004 年)**に記載されている。同告示はその後、保健省告示第 363 号 B.E. 2556(2013 年)(第 2 号)、保健省告示第 372 号 B.E. 2558(2015 年)(第 3 号)、保健省告示第 381 号 B.E. 2559(2016 年)(第 4 号)及び**保健省告示第 389 号 B.E. 2561(2018 年)(第 5 号)**により修正、改訂が加えられた。又同告示により、それ以前の食品添加物に関する規制は失効する。

1. 食品添加物の定義及び機能用途分類

食品添加物は、告示第 281 号において以下のとおり定義されている。

『食品添加物』とは、その栄養価に関わらず、通常それ自体が食品として又は食品の主たる材料として使用されることはないが、製造技術の目的で、又は食品の着色、着香、包装、保管、運搬を目的に食品に添加されるもので、それにより食品の質や基準あるいは記述に対して何らかの影響をもたらすものである。また一方、食品に添加しないが、乾燥剤、酸化防止剤など、上記の目的のために特別の容器に封入し食品内に包装する物質も含む。

食品添加物の機能的分類は概ねコーデックス食品添加物に関する一般規格(GSFA)に準拠する：

酸、pH 調整剤、固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、増量剤、着色料、保色剤、乳化剤、乳化剤塩、固化剤、風味増強剤、小麦粉処理剤、起泡剤、ゲル化剤、光沢剤、湿潤剤、保存料、噴射剤、膨張剤、安定剤、甘味料、増粘剤

2. 認可食品添加物及び最大使用基準値

保健省告示第 389 号(2018)による改訂により、食品添加物の名称、機能分類、食品カテゴリ、最大使用基準値に関する使用条件は、同告示の付属書(Annex)I の食品カテゴリに関する追加説明及び付属書(Annex)II に示された条件に準拠する。同告示で網羅されていない食品添加物の使用には、食品医薬品局(FDA)の承認が必須であり、同告示に記載された規則、条件、手順に準拠した安全性評価に合格しなければならない。しかしこれらの食品カテゴリにおいて、食品添加物としての使用が「特定管理食品」または「品質規定・規格化食品」に当てはまらない食品については、既に独自の規則により規定されている。

なお、明記されている以外の目的での食品添加物の使用は食品医薬品局(FDA)の承認を申請する必要があるが、保健省告示第 389 号(2018)のリストに記載されていなくても、CODEX（食品添加物に関する一般規格:GSFA）に記載のある食品添加物は、基本的に食品医薬品局(FDA)に容認される。

3. 食品添加物の規格・基準

食品添加物は、以下の条件のいずれかに基づき品質又は基準を有していなければならない：

- (1) 食品添加物の同一性と純度に関するコーデックス推奨規格(Codex Advisory Specification for the Identity and Purity of Food Additives)の規定
- (2) 食品委員会の承認に基づく食品医薬品局の公示
- (3) 食品に関する問題分析及び技術的検討に関する小委員会(Sub-Committee on Problem Analysis and Technical Consideration Concerning Foods)の承認

4. 新規食品添加物の申請・評価・承認

新規食品添加物は食品用としての使用に先立ち、最初に食品部会および FDA による評価、承認が必要である。評価に必須な情報およびデータは、以下のとおりである：

- (1) 当該食品添加物の成分及び化学的特性の同定
- (2) 当該食品添加物の同一性及び純度に関する情報
- (3) 食品中での反応性や成り行き・結末に関する情報
- (4) *in vitro* 試験を含む、機能的発現、形態学的発現、腫瘍、生殖及び発生毒性等の毒物学的研究
- (5) 毒性機序、体内で代謝的運命、腸内の微生物叢の化学物質に対する作用及び化学物質の腸内の微生物叢に対する作用を示す適切な動物種を用いた、当該添加物における代謝並びに薬物動態的研究
- (6) 科学的／毒物学的研究のデザイン及び解釈における、年齢、栄養状態、健康状態への影響に関する情報
- (7) 当該食品添加物を摂取した結果としての、疫学的研究及び食物アレルギー研究などヒトにおける研究
- (8) 使用無作用量 (NOEL)、安全係数、毒性反応対生理反応に対する考慮、及び母集団の曝露評価からの推定値を含む 1 日摂取許容量 (ADI)

5. 食品への食品添加物の表示

2015 年 12 月 4 日から効力を有する食品添加物に関する保健省通知 372 号 B.E. 2558 (2015) のもとで、食品医薬品局 (FDA) は食品添加物に関する規制を以下の通り修正した：

食品添加物の表示はタイ語で表示される必要があり (外国語の表示を併記する場合がある)、以下のように明確にわかりやすい詳細を含める必要がある：

- (1) 食品名と「食品添加物」の文言又は機能分類
- (2) 食品シリアルナンバー
- (3) 製造業者、包装業者、輸入業者、又は本社の名称及び所在地を以下の通り表示：
 - (3.1) 国内製造された食品添加物において、製造業者と包装業者の名称と所在地；又は製造業者若しくは包装業者の本社の名称と所在地を以下の文章とともに記載：
 - (3.1.1) 製造業者の場合には「製造業者 (Manufacturer)」又は「により製造 (Manufactured By)」
 - (3.1.2) 包装業者の場合には「包装業者 (Packer)」又は「により包装 (Packed by)」
 - (3.1.3) 製造業者又は包装業者の本社の名称と所在地を示す場合には「本社 (Head Office)」
 - (3.2) 輸入された食品添加物においては、「輸入業者 (Importer)」又は「が輸入 (Imported By)」という記述とともに輸入業者の名称と所在地、及び製造国
- (4) 製造ロット又はトレーサビリティを確保する他のテキスト
- (5) メートル法による食品添加物の正味含有量
 - (5.1) 固形の食品添加物の正味重量
 - (5.2) 液体又は半固体の食品添加物は正味重量又は正味容量を示す
 - (5.3) 錠剤又はカプセル形状の食品添加物は正味重量と錠剤・カプセルの数量を示す
 - (5.4) (5.1) から (5.3) 以外の食品添加物は正味重量を示す
- (6) 製造年月又は使用期限の年月は、「(年月) に製造 (manufactured on (年月))」又は「使用期限 (年月) (expired on (年月))」又は同様の意味を示す他の表記とともに表示する。貯蔵期間が 18 か月未満の食品添加物においては、「使用期限 (expired on) (年月)」の表示又は「使用期限 (use by) (年月)」等の同様の意味を示す表記により使用期限を表示する。
- (7) 食品には食品添加物及び食品添加物以外の他の成分を次の順序で表示する：
 - (7.1) 食品添加物の成分は、名称と割合を降順で示し、食品添加物の名称は、最新版の食品添加物に関する CODEX 一般規格又は保健省通知に従い、場合によっては食品添加物に対する国際番号付与システム (INS) を併記するものとする。

(7.2) 食品添加物以外の成分は、成分の名称を量の降順で示す。香料が他の成分と混合されている場合には、香料成分の名称の代わりに「天然香料」、「天然イミテーション香料」、又は「合成香料」と表記することができる。他の成分としてスパイス又はハーブが含まれている場合、その名称の代わりに「スパイス」又は「ハーブ」と示すことができるが、これは風味改良剤には適応されない。

(8) 少なくとも以下の内容を含むわかりやすい使用方法を記載する。

(8.1) 使用用途

(8.2) 食品分類

(8.3) 食品中の食品添加物の量

(9) 保存方法

(10) 使用の制限及び警告または注意書き (必要に応じて)

上記(1)、(5)及び(6)は目立つ位置に表示する必要がある。(6)が容器下部に記載されている場合、製造年月又は使用期限の年月を示す明確な情報が必要とされる。

消費者、調理販売のベンダー、食品添加物の販売業者又は再包装販売を行う包装業者に直接販売されない食品添加物の表示は、タイ語または英語で表記することができる。10(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)の情報は、「食品加工の原材料としてのみ使用可能」又は同様の意味を示す他の表記、または割合による食品添加物の量の表示とともに表記する必要がある。ただし、(1)から(10)の情報をマニュアル又は販売書類の明確かつ読みやすく、タイ語で示す必要がある。

6. 食品添加物の概要 (まとめ)

香料、加工助剤、キャリアオーバー等、食品添加物に関する定義、及び食品添加物の特定リスト等を以下にまとめた。

関連法規	保健省告示 No.281:食品添加物 B. E. 2547(2004年)Re:Food Additives 保健省告示 No.363:食品添加物(第2号)B. E. 2556(2013年)Re:Food Additives (No.2) 保健省告示 No.372:食品添加物(第3号)B. E. 2558(2015年)Re:Food Additives (No.3) 保健省告示 No.381:食品添加物(第4号)B. E. 2559(2016年)Re:Food Additives (No.4) 保健省告示 No.389:食品添加物(第5号)B. E. 2561(2018年)Re:Food Additives (No.5)	
食品添加物の定義	『食品添加物』とは、その栄養価に関係なく、通常それ自体を食品として、或いは食品の主たる材料として使用されることはないが、製造技術、着色、着香料、包装、保管或いは運搬を目的に食品に添加される物質で、それにより食品の質、或いは基準或いは表現に対して何らかの影響をもたらすものである。食品に添加しないが、乾燥剤、酸化防止剤など、上記の目的のために特別の容器に封入し食品内に包装する物質も含む。	保健省告示 No.281:食品添加物 B. E. 2547(2004年)Re:Food Additives
香料	『香料』とは、ラベル表示が求められる食品添加物に分類され、食品の香味或いは風味に使用される物質である。 『天然香料』とは、ヒトの通常消費する植物や動物から物理的方法により得られた物質で、風味や香味を強化する物質を指す。 『天然擬似香料』とは、化学的な抽出で得られた香料あるいは合成された香料であって、個々の成分はヒトが通常食する天然の産物の成分と化学的な特徴が同じであるものを指す。天然香料を含有する天然擬似香料製剤もここに含まれる。 『合成香料』とは、ヒトが通常食する天然産物には見出されない香料を指し、又、天然香料や天然擬似香料を含む合成香料製剤もここに含まれる。	保健省告示 No.223:香料 B. E. 2544(2001年)Re:Flavouring Agents
加工助剤	『加工助剤』は食品の成分として消費されることのない物質であるが、原材料	

	<p>或いは食品成分の生産過程で、品質調製或いは加工に用いられる。</p> <p>当該物質或いはその派生物は、非意図的に、或いは不可避免的に製品中に残存することがある。</p> <p>加工助剤には製造装置は含まれない。</p>	No.259 : 加工助剤 B. E. 2545 (2002年) Re: Application of Methyl Alcohol as Processing Aid in Some Foods
キャリーオーバー	タイには、キャリーオーバーに関する特定の定義はない。	

食品添加物リスト他

添加物リスト	保健省告示 No.389: 食品添加物(第5号)B. E. 2561(2018年)Re: -Food Additives (No.5)	
天然香料基原物質リスト		
一般に食品として飲用又は飲料用に供され、また食品添加物としても使用される物質のリスト	タイは該当するリストを作成していない。	
使用禁止リスト	<ol style="list-style-type: none"> 1. メチルアルコール或いはメタノール(輸出用食品加工助剤としての使用を除く) 2. ズルチン(パラフェネトール尿素) 3. フリルフラミド、AF2、或いは 2-(2-フリル)-3-(5-ニトロ-2-フリル)アクリルアミド 4. 臭素酸カリウム 5. 特定量のメラミン及びその類似体(シアヌル酸) 6. 臭素化植物油 7. サリチル酸 8. ホウ酸 9. ホウ砂 10. ヨウ素酸カルシウム或いはヨウ素酸カリウム 11. ニトロフラゾン 12. 塩素酸カリウム 13. ホルムアルデヒド、ホルムアルデヒド溶液或いはパラホルムアルデヒド 14. クマリン(1,2-ベンゾピロン或いは 5,6-ベンゾ-アルファ-ピロン或いは cis-o-クマル酸、無水物、o-ヒドロキシけい皮酸、ラクトン) 15. ジヒドロクマリン、ベンゾジヒドロピロン、3,4-ジヒドロクマリン或いはヒドロクマリン 16. ジエチレングリコール、ジヒドロキシエチルエーテル、ジグリコール、2,2'-オキシビス-エタノール或いは 2,2'-オキシジエタノール 17. ダミノジット或いはこはく酸 2,2-ジメチルヒドラジド 18. ステビア(Stevia rebaudiana Bertoni) 及びステビア由来の製品で、下記のものの製造、輸入、又は販売を除く: <ul style="list-style-type: none"> • ハーブティーに関する保健省告示に基づくステビアの葉 • ステビオール配糖体に関する保健省告示に基づくステビオール配糖体 	<p>保健省告示 No.151 : 食品への使用が禁止されている所定物質 B. E. 2536 (1993年) Re: Prescribed prohibited substances used in food</p> <p>保健省告示 No.247 : 食品への使用が禁止されている所定物質(第2号)B. E. 2544 (2001年) Re : Prescribed prohibited substances used in food</p> <p>保健省告示 No.344 : 製造、輸入、販売を禁止する所定食品 B. E. 2555 (2012年) Re : Prescribed Prohibited Food to be Produced_Imported or Sold</p> <p>保健省告示 No.358 : 製造、輸入、販売を禁</p>

	<ul style="list-style-type: none"> • ステビオール配糖体の製造、輸入または販売に使用されたステビアの葉、又はステビア由来の製品 • 輸出目的で生産されたステビア又は輸出目的で製造されたステビア由来の製品 	止する所定食品 B. E. 2556 (2013 年) Re : Prescribed Prohibited Food to be Produced, Imported or Sold
食品添加物の規格、重量及びサイズ、汚染物質、分析及びサンプリング方法、食品添加物の製造規格	主として、JECFA 及びコーデックスの規格に準ずるが、タイ FDA が発布し、食品問題の研究・分析及び食品の専門事項を検討する部会により承認されるものもある。	保健省告示 No.281 : 食品添加物 B. E. 2547 (2004 年) Re : Food Additives
食品添加物に関する公式刊行物及び公報	食品添加物に関する公式刊行物及び公報はないが、食品添加物規則の最新情報は保健省告示を通じて発布とされる。	保健省告示 No.389 : 食品添加物(第 5 号)B. E. 2561(2018 年)Re: Food Additives (No.5)